



## 備考

- 1 この票の大きさは、縦一二七ミリメートル、横一八二ミリメートルとし、点線の個所から二つ折とすること。
- 2 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 3 「給付記録」欄は、保険医療機関等において記載すること。ただし、療養費支給の場合は、全国健康保険協会において記載すること。
- 4 「給付記録」欄の記載については、次によること。
  - イ 歯について保険診療を行った場合には、患歯の部位を「傷病名」欄に記載すること。
  - ロ 「開始年月日」欄には、保険診療を開始した年月日を記載すること。
  - ハ 「終了年月日」欄には、保険診療を行わなくなった年月日を記載すること。
  - ニ 「転帰」欄には、治ゆ、期間満了、転医、死亡、中止等の別を記載すること。
  - ホ 「請求金額」欄には、保険医療機関等が保険診療に関して保険者に請求すべき費用の額を記載すること。
  - へ 「認印」欄には、当該事項を記載した保険医療機関等においてなつ印すること。ただし、療養費支給の場合は、全国健康保険協会の職員がなつ印すること。
- 5 この票を再交付する場合において、その日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者が現に保険診療を受けるときは、その傷病名、保険診療を開始した年月日その他必要な事項を交付機関において記載すること。
- 6 別途被保険者等に周知することにより、使う方への注意を省略することができる。